

それでは次に、自転車の利用についてお伺いします。

先日の愛媛新聞に自転車の祭典V e l o o c i t yが、2027年5月に愛媛で開催されるとありました。V e l o o c i t yは、自転車を活用したまちづくりや交通政策、環境問題などを議論する世界最大級の国際会議で、50を超える国、地域から約1,500人が参加し、自転車で巡る視察ツアーや県民も参加できるバイクパレードもあり、自転車県愛媛を国内外に発信する舞台としても期待されるとのことです。

自転車については、今年の4月1日から一定の交通違反に交通反則通告制度を導入することなどを内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行されました。交通反則通告制度は、いわゆる青切符制度とも言われ、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法ですが、今までは自転車には導入されていませんでした。しかし、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、またその原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、警察では自転車に対する取締りを強化しており、自転車の交通違反の検挙件数が増加しております。

そこで、自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して青切符を導入することとなりました。自転車への青切符の導入により、自動車と同様に手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となります。今後、違反の実情に即して、自転車の一層の安全な利用のための指導警告や青切符、赤切符等による処理が行われます。

このように、制度導入の背景には、近年自転車関連の事故が増えている中で、自転車による悪質な違反も目立つようになっていることが上げられています。警視庁は、道路交通法の一部を改正する法律を施行する前の2025年4月から5月に道路交通法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集を行いました。そこでは、歩道走行は全て禁止されるのか、車道を走るのが危険なので、歩道を走行しているという意見や歩道通行で反則金はおかしいといった意見が多く寄せられたとのことでした。自転車は、車道通行が原則であることは理解しているものの、車道を通行することに対しては不安を抱いている方が多くいることがうかがえます。新たな制度に対する理解を深めるためにも、自転車の交通ルールを改めて認識してもらう取組が必要であると考えられます。県警のホームページには、普通自転車の歩道通行について、自転車は歩車道の区別のある道路では車道を通行しなければなりません。ただし、普通自転車が歩道を通行できるのは、道路標識や道路標示によって歩道を通行できる場合、運転者が13歳未満の児童、70歳以上の高齢者、身体障害者であるとき、また通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合は歩道を通行することができるとあります。

このように、自転車は例外的に歩道を走行することができるようですが、その際は歩行者に十分配慮することが必要です。

市内には、車道の端に青く塗られた自転車専用通行帯が整備されてい

ますが、市内の通行帯の整備状況はどのようなでしょうか、計画に対する進捗状況などお伺いします。

今年は交通事故の発生が増えているとお聞きしましたが、近年の市内の自転車に関わる交通事故の状況はどのようなでしょうか。

そのうち、死亡事故の件数なども分かれば教えてください。

次に、ヘルメットの着用率についてお伺いします。

4月の道路交通法の一部改正におきましても、自転車に乗るときのヘルメット着用は努力義務であり、完全義務化とはなっていません。また、高齢者の方の中には、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務とは認識されていない方もいるかもしれません。

そこで、引き続きヘルメット着用推進に取り組んでいただくようお願いいたしますとともに、未就学の子のヘルメット着用については、市としてどのように取り組まれていますか、お伺いします。

次に、自転車保険の加入についてお伺いします。

自転車による歩行者との接触で思わぬ損傷を相手に負わせ、高額な賠償金が発生することもあることから、未加入の可能性のある世代などに積極的に加入推進していただければと考えますが、加入推進の取組についてお伺いします。

次に、自転車が利用しやすい道路整備についてお伺いします。

まず、市内の主要な道路の一つである壬生川新居浜野田線の植樹を例にしてお伺いします。

市役所前を東西に走るこの通りには、長い区間にわたりイチョウの植樹がなされており、多喜浜方面には低木の植樹がなされています。皆様が御承知のとおり、市の景観に彩りを添える植樹帯ではありますが、特に多喜浜方面の低木の植樹帯では、植樹自体もですが、それに加え、雑草が成長時期には大きく道路部分にはみ出し、車道部分を走行する自転車、バイクの通行に支障を来しているところでもあります。

資料の写真は、壬生川新居浜野田線の松神子三丁目付近の様子ですが、植樹が撤去されていない部分では、歩道部分と車道部分において、植樹帯の草木が通行に大きく干渉していることが確認できます。

資料写真のような車道と歩道に高低差がある歩道では、店舗等への車両進入部ごとに傾斜がつけられており、手押し車の高齢者等には、非常に歩きにくくなっており、自転車と接触する危険も高まっているのではと推察されます。

そこで、壬生川新居浜野田線に限ったことではありませんが、歩行者、自転車の通行の支障となる植樹については、思い切って撤去、整備を行ってはどうかと考えますが、市の御所見を伺います。

県道についても県と協議していただければと考えますが、御所見を伺います。

次に、駅周辺の駐輪場についてお伺いいたします。

自転車を安心して利用するために、利用しやすい駐輪場の整備が必要であると考えます。新居浜駅には、周辺市町から来られて通学、通勤のために自転車を利用される方がおられるのではないかと思います。利用しやすい駐輪場となっていますでしょうか。駅の駐輪場の利用率と駐輪可能台数が不足しているよ

うであれば、その対策についてお伺いします。

次に、あかがねミュージアムの駐輪場についてお伺いします。

あかがねミュージアムの駐輪場は、入り口の反対側にあり、雨天時はさらに道からスロープを下って階下の駐輪場まで下りる必要があります、高齢者などが利用するには不便な状況であると考えます。入り口に近い場所での駐輪場の確保について、よい知恵があればと考えますが、御所見を伺います。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。藤田市民環境部長。

○市民環境部長（藤田清純）（登壇） 自転車の利用についてお答えいたします。

まず、近年の市内の自転車に関わる交通事故の状況についてでございます。

新居浜警察署管内における自転車関連事故の発生件数は、令和5年が41件、うち死亡事故が2件、令和6年が40件、うち死亡事故が1件、令和7年が47件、うち死亡事故が2件となっており、死亡事故の5件は、いずれも高齢者の事故でございます。

また、本年も既に自転車走行中の高齢者による死亡事故が2件発生している状況でございます。

次に、自転車走行中のヘルメットの着用率につきましては、警察庁が令和7年6月に全国で実施した調査によりますと、愛媛県は70.3%となっており、全国平均の21.2%を大きく上回っております。また、未就学児の自転車利用時におけるヘルメット着用への取組につきましては、市内全ての保育園及び幼稚園に交通安全だよりを配布し、保護者への周知啓発を行い、着用促進に努めているところでございます。

次に、自転車保険の加入促進の取組につきましては、小学3年生を対象とした自転車交通安全教室や企業及び高齢者などを対象とした出前講座において、自転車事故による高額賠償事例を紹介するなど、自転車保険の加入促進に努めているところでございます。

○議長（藤田誠一） 高橋建設部長。

○建設部長（高橋宣行）（登壇）

自転車専用通行帯の整備状況と計画に対する進捗状況についてお答えいたします。

本市では、新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画に基づき、交通量や道路幅員、沿道利用状況などを踏まえながら、国、県と連携し、自転車専用通行帯の整備を実施しております。

現在のところ、市道部における計画延長約14キロメートルに対し、約6キロメートルの整備が完了しており、進捗率は約43%でございます。

次に、植樹の撤去、整備についてでございます。

植樹は、道路景観や交通安全機能の向上等の効果がありますが、樹木や雑草の繁茂により、歩行者や自転車の通行に支障を来す場合があることも認識しております。

このため、支障となる樹木については、道路状況や利用実態を踏まえながら、一部ではございますが、交差点付近の見通しの確保が必要な箇所において撤去などの対策を実施しております。

今後におきましても、道路の利用状況、交通安全上の必要性、維持管理費用の低減などを総合的に勘案し

ながら、安全な通行空間の確保に努めてまいります。

また、愛媛県が管理する道路につきましても、交通安全上の必要性などから植樹を撤去した事例もあることから、通行に支障が生じている箇所につきましては、現地状況を踏まえ、必要に応じて愛媛県と協議してまいりたいと考えております。

次に、駅周辺の駐輪場についてでございます。

市が設置する新居浜駅周辺の駐輪場は、駅前駐輪場と駅南口広場駐輪場の2か所があり、指定管理者によって管理、運営を行っているところです。

駐輪場の利用率につきましては、令和7年度の定期利用としまして、駅前駐輪場で約100%、駅南口広場駐輪場で約85%となっております。

駐輪可能台数の不足につきましては、駅前駐輪場において、年度が替わる4月に手続上、前年度と当年度の重複により一時的に不足することがありますが、5月には解消していることから、年間を通して考えると、不足なく運営できていると判断しております。

不足時の対策としましては、駅南口広場駐輪場への案内や一時利用スペースを活用していただくなどの対応をしております。

○議長（藤田誠一） 守谷企画部文化スポーツ局長。

○企画部文化スポーツ局長（守谷典隆）（登壇） あかがねミュージアムの駐輪場についてお答えいたします。

あかがねミュージアムの駐輪場につきましては、南北の入り口へのアクセスのしやすさを考慮し、建物の東側に設置するとともに、雨天時には雨よけがあり、最短で入館ができる地下駐車場の一部を駐輪スペースとして御利用いただいております。

また、地下の駐輪スペースにつきましては、御指摘のとおり、スロープを下る必要がありますことから、雨天時の安全性を高めるため、昨年度地面に滑り止めのグリップコート工事を実施いたしました。

駐輪場につきましては、敷地の制約や建物の形状を考慮しながら、安全性を確保することを優先し、現在の場所に配置したものであり、新たな場所へ駐輪場を設けることは困難ではございますが、あかがねミュージアムは、駅前に立地する本市の顔となる施設であると認識いたしておりますことから、今後におきましても来館者の皆様などからの御意見を踏まえながら、施設環境やサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤田誠一） 黒田真徳議員。

○12番（黒田真徳）（登壇） ありがとうございます。本市における自転車の利用者が随分と減少しているかと考えますが、歩行者や自転車、シルバーカーなど、小さなお子様連れや高齢者が安心して通行できる環境整備をよろしく願いいたします。